

【新規・更新・登録換えに関する登録申請について】

1 提出書類

- (1) 登録申請書
- (2) 添付書類（イ）不動産鑑定業経歴書
- (3) 添付書類（ロ）不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年 7 月 16 日法律第 152 号。以下「法」という。）第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面
- (5) 法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面
※不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う場合は添付不要。ただし登録申請書第二面で備考 3 の事項を記載すること。
- (6) 住民票の抄本等（個人の登録申請者及び専任の不動産鑑定士）
※住民基本台帳ネットワークで確認できるため、添付は不要。
ただし住民票と住所地が異なる場合は、これに代わる書面を提出。
- (7) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人の場合）
- (8) 登録申請者（法人の場合は役員）の略歴書
- (9) 専任の不動産鑑定士の略歴書

2 提出部数

2 部（正・副 各 1 部）※副本（コピー可）については、後日返送します。

3 申請手数料（長野県収入証紙をはり付けしてください。）

【新規の場合】 15,600 円

【更新・登録換えの場合】 12,400 円